

『賈誼新書』の諸侯王國對策

工藤卓司

一 はじめに

前漢文帝の時代は、皇帝權力が確立される直前の時代として、中國史上に重要な位置を占めている。この文帝時代に活躍した政論家として賈誼がある。彼は文帝元（BC119）年に推舉せられて以後、博士・太中大夫・長沙王太傅・梁王太傅を歴任した後、文帝十二年に三十三年の短い生涯を閉じたが、その間、文帝に對して數々の獻策を行った。まさしくこの文帝期を代表する政論家だったといえる。したがって、賈誼の思想を研究することは、漢の皇帝權力確立期たる文帝時代の政治・思想を解明する上で、極めて有意義であると思われる。

さて、その賈誼の論策集としては、『賈誼新書』五十八篇が今に傳えられているが、従來、彼の思想を研究する資料として重視されてきたのはこの『賈誼新書』ではなく、賈誼の文章を摘録する『漢書』賈誼傳（以下、「賈誼傳」と略記す）であった。なぜならば、『賈誼新書』には書物としての傳承過程に不明な點が多く、古來、その眞偽問題が取り沙汰されてきたためである。しかしこの點に關して、筆者は先に「賈誼と『賈誼新書』」において、賈誼傳と現行本『賈誼新書』とを比較検討した結果、現行本『賈誼新書』が劉向の刪定した「賈誼五十八

篇」にまで遡り得ること、すなわち、『漢書』よりも現行本『賈誼新書』が先行することを明らかにした。

ところで、この『賈誼新書』は、後世、その内容に従って、時事問題を主題とする「事勢」、教育や禮について述べる「連語」、道の哲學や胎教を論じる「雜事」の三つに分けられた。

これらのうち、「事勢」に含まれる三十二篇は、匈奴に關する問題や風俗の奢侈に關する問題等、多くの社會問題について論及している。なかでも宗首・藩傷・藩彊・大都・等齊・益壤・權重・五美・制不定・壹通・屬遠・親疏危亂・淮難の計十三篇は、諸侯王國問題を主題とするという點で共通し、「事勢」の大部分を占める。『賈誼新書』が様々な時事問題を論ずるなかで、諸侯王國問題に多大なる關心を寄せていたことがわかるのである。

本稿では、『賈誼新書』が賈誼傳の記述よりも先行すること、さらにいえば前漢後期にまで遡り得ることを前提とし、文帝期の様々な状況を解明する手懸かりを探るための一事例として、諸侯王國問題を取り上げる。そして、従來、『漢書』賈誼傳を中心として、その方法ばかりが論じられる傾向にあった賈誼の諸侯王國對策を、『賈誼新書』を基本資料として、その全體構造を讀み解き、『賈誼新書』の政治思

想の一端を明らかにするものである。

したがって、以下の〈賈誼〉という表現は、『賈誼新書』によって抽出される賈誼を表したものであり、歴史上の人物賈誼とはひとまず區別して用いていることを豫め断っておきたい。

二 漢初の諸侯王國と〈賈誼〉の問題意識の所在

人物賈誼の生きた文帝の時代、諸侯王國問題が漢朝にとって深刻な社會問題の一つであったことは確かである。

高祖劉邦は、楚漢の兵亂を終息させると、郡國制を施行して、天下統一に功績のあつた諸將を侯王として各地に封建した。そのため、侯王の地位は當初、異姓によつても占められていたが、高祖末年、異姓諸侯王達は或いは誅殺され、或いは自ら逃亡するなどして、歴史の舞臺から退場させられる。その後には代わつて侯王位を占有したのは、皇帝の同族である劉氏であつた。『史記』漢興以來諸侯王年表（以下「諸侯王年表」と略記す）は、こうした事情を記して、

天下初めて定まるや、骨肉の同姓少なく、故に廣く庶孽を彊くし、以て四海を鎮撫し、用て天子を承衛するなり。（天下初定、骨肉同姓少、故廣彊庶孽、以鎮撫四海、用承衛天子也。）

と述べる。高祖は血縁の原理を利用し、庶子を各地に封建することにより、宗室を輔衛しようとしたのである。しかし、高祖には頼るべき血縁者が實に少なかつた。元來農民であつた高祖の一族は、大家族を維持する經濟力に乏しく、多くの縁者が離散していたからである。高祖は、この數少ない縁者に、より強力な勢力を附與することによって、藩屏としての役割を期待したのであろう。事實、高祖時代に封建された劉氏諸侯王國は九國であり、そのほとんどが數郡數十縣にも及ぶ大

國であつた。かくして、同姓諸侯王國はその成立當初より、ともすれば漢朝にも匹敵し得る勢力を所有することとなつたのである。

無論、こうした諸侯王國に完全なる自由が與えられていたわけではない。各々の王國では、中央と同様の官制が行われ、相國・太傅・丞相・内史・中尉・御史大夫といった諸卿が設置されていたが、王國に任命權が與えられていたのは丞相以下であり、相國と太傅は中央による任命であつた。惠帝時代に相國は省かれたものの、漢朝はさらに丞相の任命權を掌握することにより、諸侯王國の政事に介入し續けたのである。

前漢草創期のこうした諸侯王國對策は、一應の成功を見る。呂后臨朝稱制時代を通じて、劉氏諸侯王國は反亂を起こすことも無く、中央政權は安定したものとなつていつたからである。

しかしながら、呂后没後、代王劉恆が文帝として即位すると、同姓諸侯王國は不穩な動きを見せ始める。諸侯王年表は「親屬益ます疎く、諸侯に或いは驕奢なるあり、邪臣の計謀に怙ひて淫亂を爲し、大なる者は叛逆し、小なる者は法に軌^なわなくなつたという。成立當初は皇帝と近い血縁關係にあつた同姓諸侯王達も、時代が下るにつれて次第に疏遠となり、遠心的な傾向を示すようになったのである。これが後に、吳楚七國の亂へと繋がっていくわけであるが、同姓諸侯王國の臺頭は、こうして文帝期漢朝にとつての大きな社會問題の一つとなつていつたのであつた。袁盎や鼂錯といった文帝期知識人が、こぞつて諸侯王國問題に言及したことは、その問題の大きさを物語るものといえる。

『史記』『漢書』によれば、以上のような漢初期諸侯王國の狀況がうかがわれるのであるが、それでは、〈賈誼〉はどのように諸侯王國を

認識していただのであろうか。〈賈誼〉の諸侯王國對策を検討する前に、この點についてまずは明確にしておきたい。

大都篇は、春秋時代の楚の靈王が、陳・蔡・葉・不羹といった地方都市の防衛を固めるために多くの戦力を各々の邑に割いたことが、後に大亂を招いたことを例として挙げ、

本の細く末の大なるは、弛むこと必ず心に至る。時なるか。時なるか。痛惜すべき者は此れなり。天下の勢は方に大燿を病む。

一脛の大なること幾ど要のごとく、一指の大なること幾ど股のごときは、惡病なり。平居 屈信すべからず、一二の指 搗めば、身は固より聊る無きなり。今を失ひて治せずんば、必ず錮疾と爲り、後に扁鵲有りと雖も、爲むること能はざるのみ。悲しきかな。枝 拱にして苟しくも大ならば、弛むこと必ず心に至らん。(本細末大、弛必至心。時乎。時乎。可痛惜者此也。天下之勢方病大燿。一脛之大幾如要、一指之大幾如股、惡病也。平居不可屈信、一二指搗、身固無聊也。失今弗治、必爲錮疾、後雖有扁鵲、弗能爲已。悲夫。枝拱苟大、弛必至心。)

という。「本細末大、弛必至心」を、脛が腰のように指が股のように太く腫れ上がったてしまい、曲げたり伸ばしたりできず、體を支えることのできなくなる「大燿」という惡病に喩えるのである。ここで「大燿」が示す内容は、「身」に對して「脛」や「指」の力が増大し過ぎたてしまい制御できなくなる状態であり、〈賈誼〉は「本(身)」を中央の朝廷、「末(脛・指)」を地方の諸侯王國にみたてて、「末」の勢力が増大している方今の形勢に注意を喚起しているのである。このこととに關しては宗首篇に、

今 親弟は謀りて東帝と爲り、親兄の子は西に嚮ひて繫ちしこと

或り。今 吳も又た告げらる。天子の春秋は鼎に盛んにして、義を行ひて未だ過たず、德澤の加ふる有るも、猶尙此のごとし。

況んや莫大の諸侯、權勢 此れに十なる者をや。(今或親弟謀爲東帝、親兄之子西嚮而繫。今吳又見告矣。天子春秋鼎盛、行義未過、德澤有加焉。猶尙若此。況莫大諸侯、權勢十此者乎。)

とある。諸侯王年表及び劉氏系譜に照らしてみると(附録「漢初諸侯王略系譜」参照)、「親弟」云々とは文帝六(BC114)年の淮南厲王長の謀叛事件を、「親兄之子」云々は文帝三年の濟北王興居の反亂を指し、また「吳」は、銅山の開發によって巨萬の富を得た吳王濞であることがわかる。〈賈誼〉はまさしく文帝期の諸侯王國問題について、論じようとしているのである。以下、このことを前提として、『賈誼新書』の〈賈誼〉のことばを検討していく。

さて、宗首篇に戻ろう。文帝が多くの恩徳を與えているにも拘らず、實際に反抗は後を絶たない。後述するように、〈賈誼〉は高祖期の異姓諸侯王の反亂經緯に關する歴史的考察から、「大抵 彊き者は先に反す」(藩彊篇)という結論を得ていたが、では何故、その淮南や濟北よりも「莫大」であるはずの諸侯王は、漢に對して叛旗を翻さないのか。續けて〈賈誼〉は、

然り而して天下の少しく安きは、何ぞや。大國の王 幼くして懷衽に在り、漢の置く所の傳相 方に其の事を握ればなり。數年の後、諸侯王は大抵皆冠し、血氣は方に剛なりて、漢の置く所の傳は歸休して宵へて住まず、漢の置く所の相は病と稱して罷むるを賜はれば、彼の丞尉より以上は其の私人を偏置せん。此のごとくんば淮南・濟北の爲に異なること有らんや。此の時にして乃ち治安を爲さんと欲するは、堯・舜と雖も能はず。(然而天下少安者

何也。大國之王幼在懷妊、漢所置傳相方握其事。數年之後、諸侯王大抵皆冠、血氣方剛、漢之所置傳歸休而不肯仕、漢所置相稱病而賜罷、彼自丞尉以上偏置其私人。如此有異淮南濟北之爲耶。此時而乃欲爲治安、雖堯舜不能。

という。大國が反亂するに至らないのは、王がまだ幼く、諸侯王國の實權を漢の派遣した太傅や丞相が掌握しているからであるとする。しかし、その一方で、諸侯王が成人し、王國の國政から太傅・丞相が疎外される數年後を憂慮し、その時點に至って「治安」を爲そうとしても、最早手遅れであるという認識をも示している。これと同じ現状認識は權重篇にも見える。

諸侯の勢は以て專制するに足り、力は以て逆を行ふに足らば、處女に冠せしむと雖も、敢へてすること無しと謂ふ勿かれ。勢は以て專制するに足らず、力は以て逆を行ふに足らざれば、生は夏育のごとく、仇讎の怨み有りと雖も、猶ほ之れ傷ふこと無きなり。然るに天下、當今恬然たるは、遇たま諸侯の俱に少ければなり。後、數歲に至らずして、諸侯、借か冠し、陛下、且に之れを見んとするは、豈に苦しからずや。(諸侯勢足以專制、力足以行逆、雖令冠處女、勿謂無敢。勢不足以專制、力不足以行逆、雖生夏育、有仇讎之怨、猶之無傷也。然天下當今恬然者、遇諸侯之俱少也。後不至數歲、諸侯借冠、陛下且見之矣、豈不苦哉)

諸侯の權勢が專制するに足り、その權力が反亂を起こすに足りるならば、たとえ處女が侯王であつたとしても、叛旗を翻すことがないと思つてはならない。權勢が專制するのに十分でなく、權力が反亂を起こすのに十分でないならば、侯王が生來怪力の持主であつた夏育のような人物であり、怨恨があつたとしても、叛旗を翻すことはない。(賈

誼)はこう述べた上で「然天下當今恬然者」と續ける。つまり、現状を前者として把握しているのである。その上で、諸侯がまだ年少であるから天下は安全なのだという論理がここでも繰り返され、ただちに對策を施すべきことが説かれるのである。

ここで氣附かされるのは、侯王の資質が何ら問題とされていないことである。(賈誼)にあつては、漢朝に比して諸侯王國の勢力が弱體であるならば、侯王の皇帝位への欲望は生じるはずもないと考えられていたのである。

しかしながら、(賈誼)の眼前には「大燧」に喩えられるような現實があつたのであり、こうした現實を背景にするとき、(賈誼)にとつての諸侯王國は文帝に敵對する危険な勢力として認識され、その諸侯王國の勢力を削減することが目標となつたのである。

とところで大都篇はまた、
病は徒だに燧のみに非ざるなり。又た燧せきにも苦しむ。(病非徒燧也。又苦燧也。)

ともいう。この「燧せき(こむらがえり)」という病は、具體的には何を指しているであろうか。この文章に續けて、
元王の子は、帝の從弟なり。今の王は、從弟の子なり。惠王の子は、親兄の子なり。今の王は、兄の子の子なり。(元王之子、帝之從弟也。今之王者、從弟之子也。惠王之子、親兄之子也。今之王者、兄子之子也。)

とある。「元王」とは、楚王交のことであり、高祖の弟である。すなわち、文帝は高祖の子であるから、「元王之子」である楚夷王郢とは從弟にあたり、「今之王」は文帝六(前197)年に即位した夷王の子戊を指す。また、「惠王」とは、高祖の長子、齊王肥のことである。

「惠王之子」である齊哀王襄は、文帝からしてみれば「親兄之子」に
あたり、「今之王」は文帝二年に即位した齊文王則を指している。

このように、「賈誼」が系譜を追うことで問題視しようとしている
ことは、次の文章によって一目瞭然となる。

親しき者には地を分かつこと無くして以て天下を安んずる或るも、
疏き者には大權を専らにして以て天子に備る或り。(親者或無分地
以安天下、疏者或專大權以偪天子。)

血縁關係の近い者は領土を配分せずとも共に天下を安寧に導くこと
ができるのに、血縁關係の遠い者には大勢力を背景として皇帝位をう
かがおうとする者がいる。〈賈誼〉の所謂「跋盪」が指す具體的な
内容とは、皇帝と諸侯王との血縁疏遠化による隔絶、そしてそれによ
る造反なのである。特に〈賈誼〉が例として挙げた楚と齊は、當時大
國であった。つまり、漢に對する諸侯王國の彊大化のみならず、皇帝
と諸侯王との血縁的紐帶の希薄化をも問題視して、「病非徒尪也。又
苦跋盪」というのである。

三 〈賈誼〉の諸侯王國對策

それでは、こうした諸侯王國問題について、〈賈誼〉はいかなる對
策を練り上げたのか。以下、〈賈誼〉の二つの諸侯王國對策、「分國策」
と「藩屏彊化策」について論じてみたい。

(一) 分國策

制不定篇の冒頭に次のような説話がある。

炎帝は、黃帝の同父母弟にして、各おの天下の半ばを有つ。黃帝
は道を行へども炎帝は聽かず、故に涿鹿の野に戦ひ、血は流れて

杵を漂はす。夫れ地制得ざれば、黃帝よりして以に困しめり。
(炎帝者、黃帝同父母弟也、各有天下之半。黃帝行道而炎帝不聽、故戰涿
鹿之野、血流漂杵。夫地制不得、自黃帝而以困。)

この文章の力點は、天下の主宰者であるはずの黃帝が、何故「無道」
であつた炎帝を除くのに困しんだのかということにあるが、〈賈誼〉
は、その原因を「地制」を得ていなかったためだとする。さらに續け
て、高祖時代の異姓諸侯王國反抗の原因も、「地里」が定まっていな
かつたからだという。文脈上、「地制」「地里」は同じ内容を示すと思
われるが、その内容とは何であろうか。

それを探る資料として、五美篇の文章が挙げられる。

地制 一たび定まれば、宗室の子孫は、王たらざるを慮る莫し。
制定まるの後に、下に背叛するの心無く、上に誅伐するの志無
く、上下 懼び親しみ、諸侯 順ひ附く、故に天下は威な陛下の
仁なるを知る。(地制一定、宗室子孫、莫慮不王。制定之後、下無背叛
之心、上無誅伐之志、上下懼親、諸侯順附、故天下咸知陛下之仁。)

「地制」が一旦定まってしまえば、劉氏の子孫でありながら、王に
なれないことを心配する者などいなくなる。そうであれば、諸侯王國
に漢に背く心など起こるはずもなく、漢に諸侯王國を討伐する意志も
なく、諸侯は漢朝に歸屬するといふのである。ここからは、諸侯王國
問題を主題とする點で、五美篇に見られる「地制」も、制不定篇の
「地制」「地里」と同質であるということが確認できる。

では、その「地制」の内容とはいかなるものであつたのか。

地を割き制を定め、齊を若干の國と爲し、趙・楚を若干の國と爲
さば、制は既に各おの理有らん。是に於いて齊の悼惠王の子孫は
之れに王たるも、分地盡きて止む。趙の幽王・楚の元王の子孫も

亦た各おの次を以て其の祖の分地を受く。燕・吳・淮南の他國も皆な然り。其の分地衆くして子孫少なき者は、建てて以て國と爲し、空しくして之れを置き、其の子孫の生まるる者を須ちて、擧げて之れに君たらしむ。諸侯の地、其の削られて頗る漢に入る者は、其の侯國を徙す、及び其の子孫を彼に封ずるが爲にして、數げて之れを償ふ所以なり。故に一寸の地、一人の衆も、天子の利とする所無く、誠だ定治を以てするのみ、故に天下は咸な陛下の廉なるを知る。(割地定制、齊爲若干國、趙楚爲若干國、制既各有理矣。於是齊悼惠王之子孫王之、分地盡而止。趙幽王楚元王之子孫亦各以次受其祖之分地。燕吳淮南他國皆然。其分地衆而子孫少者、建以爲國、空而置之、須其子孫生者、舉使君之。諸侯之地、其削頗入漢者、爲徙其侯國及封其子孫於彼也、所以數償之。故一寸之地、一人之衆、天子無所利焉、誠以定治而已、故天下咸知陛下之廉。)

と五美篇はいう。これによれば、〈賈誼〉のいう「地制」とは、諸侯王國を豫めいくつかの國に分けておき、諸侯王の子孫をそれらに封じていくものだといえる。「空而置之」は、王位は空位にするけれども國は國として存續させる状態を指す。分地が餘っていても、それを國として建てておき、子孫が生れるのを待つことから、〈賈誼〉のなかで分國の意識は非常に徹底したものとなっている。「分地盡而止」とは、分地が盡きてしまうと土地の給與を停止してしまうことを意味する。つまり、豫め細分化した王國が各々の子孫にいきわたってしまふと、あとは各侯王が與えられた祖先の分地を繼承していくだけとなるのである。

さて、ここで文帝期諸侯王國對策の先行研究に目を向けてみよう。嘗て藤岡喜久男氏は、中央集權への轉化を媒介した推恩の令及び同令

の同姓諸侯王への適用を通じて、郡國制から郡縣制への轉化を検討しているが、その際、賈誼の分國論を採り上げるに當たり、『賈誼新書』と賈誼傳とを資料として、

1、あらかじめ夫々の王の地を分けておき、その王子達は次を以て父祖の分地を受ける。その際、分地の數が多くて王子の數に超過した時には、其等の分を空にしておき、その子孫の生れるのを待つて受封させる。

2、受封していた王が有罪で、その地が漢に没入されたものは、a、犬牙錯綜した諸侯國の國境を整理する爲めに用い、

b、其の子孫を封ずる時に、その分地の數によって之を償還するために用いる。例えば、十縣合封の人の子孫であれば、その十縣がその子孫に與えられるように。

3、即ち分國をするが、その際一寸の地一人の衆も天子に於て利することなく、誠に定治するのみである。

と整理し、その性格を「郡縣體制を藩國の地まで推進させず、從來の藩國であった地域の内部で種々やりくりする政策を、指導するもの」として、この賈誼の分國論は「文帝によって具體化されており、當時の中央と侯王との力關係に相應した對侯王政策であったと考えられる」と述べている。

これに對して鎌田重雄氏は、賈誼傳採録の治安策を資料とし、顏師古注と漢書補注をふまえて、藤岡氏の見解を「1は誤らないが、2のa bは理解しにくい説明で、註の忠實な説明になっていない」と評して解釋しなす。すなわち、「有罪によって封地を得られない子孫は他所に即ち藩國外に封地が與えられる」として、「從來の藩國であった地域の内部で種々やりくりする政策」であると藤岡説に反論し

たのである。

しかし、鎌田氏も賈誼の分國策を「王國の細分化による王國抑損策」と評し、兩氏とも、その主眼が「割地」ではなく「割地」にあったと主張する點、及び賈誼の分國策が文帝の分國策に反映されているとした點は共通している。

近年、芳賀良信氏は藤岡・鎌田兩説に對して、「賈誼の提案とその死後の實施との差異」に着目し、文帝による實施が、王の死後の相續を契機とした相續人の數によつて分割されるものであったのに對し、賈誼の分國策は「諸侯王が生存している今現在において、王國を親族に分配しようとするもの」であり、「あらかじめ適當な大きさに分けおき、封ぜらるべき人數が國の數より多い場合、少ない場合の處置が記述されている」として、文帝による實施が賈誼の提案を正確に反映したものとないことを指摘している。

確かに藤岡・鎌田兩氏がいうように、賈誼の「分國策」の方法は「割地」ではあった。しかし今、『賈誼新書』五美篇の文章を読む限り、その構造は芳賀氏のいうような、即座の分國を求めるものであり、各國の大きさも適當な大きさに區切るものであったと考えなければならぬ。藤岡・鎌田兩氏が、文帝の分國策が賈誼の提案を正確に反映したものとないにも拘らず、賈誼の分國策が文帝の實施に反映されていると考察したのは、「文帝が賈誼の言葉を思い起こして齊・淮南の分國を行った」という賈誼傳の記事に引き摺られたからだと思われる。

こうした所謂「分國策」を、再び『賈誼新書』の中に探ると、藩

制令に、其の子有るは以て其の子に國し、未だ子有らざる者は

分を建てて以て之れを須ち、子生じて立つ。其の身にして天するも、夫れ將た何をか失はん。實に於いて喪ふこと無く、而して國を葆ちて患ふること無く、子孫世世漢と相ひ須つこと、皆な長沙のごとくなれば、以て久しかるべし。(制令、其有子以國其子、未有子者建分以須之、子生而立。其身而天、夫將何失。於實無喪、而葆國無患、子孫世世與漢相須、皆如長沙、可以久矣。)

子があれば、その子に國を繼がせ、子がいなければ、國を分けておいて子の誕生を待つ。そうすれば、早死にしても領土を失うことを侯王は心配することはない、子孫は代々漢と共存できるといふのである。この藩傷篇の文章からは、子の有無によつて分國するか否かが分かたれているような印象を受けるが、こもやはり、前出の五美篇のように、豫めいくつかの國に分けておくものであろう。

その小國化のモデルケースとして『賈誼』の意識のなかにあるのは、長沙王國の存在である。「子孫世世與漢相須、皆如長沙、以可久矣」といっているのは、その明證である。

史實としての長沙王國は、高祖五(BC202)年に衡山王であった吳芮が封ぜられたのに始まる。文王芮はその年に薨じ、成王臣が翌六年に後を襲つて即位、惠帝二(BC193)年に哀王回、高后二(BC189)年に恭王右、文帝三(BC179)年に靖王著が各々後を繼いだ。結局、文帝後七(BC169)年に吳著が薨じて子が無く、國を除かれるまで、異姓としては唯一漢初を通じて存続した侯王國であった。

何故、異姓諸侯王國のなかで、長沙王國のみが存続できたのか。このことについて藩疆篇は、

竊かに前事を迹ぬるに、大抵彊き者は先に反す。淮陰は楚に王たりて最も彊ければ、則ち最も先に反す。韓王信は胡に倚れば、

則ち又た反す。貫高は趙の資に困れば、則ち又た反す。陳豨は兵精彊なれば、則ち又た反す。彭越は梁を用ふれば、則ち又た反す。黥布は淮南を用ふれば、則ち又た反す。盧縮は國最弱に比すれば、則ち最も後れて反す。長沙は乃ち纔かに二萬五千戸のみにして、力は以て逆を行ふに足らざれば、則ち功は少なけれども最も完うし、孰は疏なれども最も忠にして、骨肉を全うす。時に長沙に故無きは、獨り性の人に異なるに非ざるなり、其の形孰然るなり。(竊迹前事、大抵彊者先反。淮陰王楚最彊、則最先反。韓王信倚胡、則又反。貫高因趙資、則又反。陳豨兵精彊、則又反。彭越用梁、則又反。黥布用淮南、則又反。盧縮國比最弱、則最後反。長沙乃纔二萬五千戸耳、力不足以行逆、則功少而最完、孰疏而最忠、全骨肉。時長沙無故者、非獨性異人也、其形孰然矣。)

と述べる。〈賈誼〉は歴史的事實を考察することにより、そこに「大抵彊者先反」という法則を發見し、長沙王國は反亂を起こすのに十分な力がなかつたので、功績は少なく權勢は無くとも、國を保ち最も忠誠であつて、承らえることができたという。つまり、小國であつたから存續できたと考えていたのである。ここでも「非獨性異人也、其形孰然矣」といひ、侯王の性質は問題とされてない。

〈賈誼〉はこのように諸侯王國の彊大化を解決するために、長沙王國をモデルケースとする「分國策」による諸侯王國小國化を説いた。漢と諸侯王國を差別化し、適正化しようとしていたのである。しかしこの「分國策」は、後の推恩の令のように王國內に侯國を建てて、諸侯王國を解體し、郡縣化していく方向性を有するものでは決してなかつた。〈賈誼〉はあくまでも王國を存續させようとした。〈賈誼〉の「分國策」には「王國」が必要不可欠だつたからである。

(二) 藩屏彊化策

さて〈賈誼〉にとつて、「分國策」さえ成功するならば、侯王の資質は問題とされないはずである。それでは何故、「跋扈」——すなわち皇帝と侯王の血縁的關係の希薄化を問題視したのであるうか。

益壤篇には、所謂る「藩屏彊化策」が述べられている。

且つ他人をして郡を守らしむるは、豈に子をしてせしむるに如かんや。臣の愚計、願はくは陛下淮南の地を擧げて以て淮陽に益さば、梁は即ち後有らん。淮陽北邊の二三の列城と東郡とを割きて以て梁に益さば、即ち後の患ひ無からん。代は徙して睢陽に都すべし。梁は新鄭以北を起こして之れを河に著け、淮陽は陳以南を包みて之れを江に捷すれば、則ち大諸侯の異心有る者は、膽を破りて敢へて謀らず。今恃む所の者は、代・淮陽の二國のみ。

皇太子も亦た之れを恃む。臣が計のごときは、梁は以て齊・趙を捍ぐに足り、淮陽は以て吳・楚を禁するに足らば、則ち陛下は枕を高くして臥するも、終に山東の憂ひ無からん。臣竊かに以爲へらく此れ二世の利なり。(且令他人守郡、豈如令子。臣之愚計、願陛下舉淮南之地以益淮陽、梁即有後。割淮陽北邊二三列城與東郡以益梁、即無後患。代司徒而都睢陽。梁起新鄭以北著之河、淮陽包陳以南捷之江、則大諸侯之有異心者、破膽而不敢謀。今所恃者、代淮陽一國耳。皇太子亦恃之。如臣計、梁足以捍齊趙、淮陽足以禁吳楚、則陛下高枕而臥、終無山東之憂矣。臣竊以爲此二世之利也。)

淮南は厲王長の謀叛以後、漢の直轄地となつていたが、これを淮陽國の所屬とし、淮陽國北邊のいくつかの列城と東郡とを割いて梁國の領土とし、代王を梁(睢陽)に徙す。そうすることで、梁・淮陽の二

國を齊・趙・吳・楚といった大諸侯王國に對する疆力な藩鎮として据えようとしているのである。この「藩屏疆化策」は、親族ではない「他人」(「官僚」に「郡」(「國」が無いために漢の郡として編入された梁)を守らせることを問題とし、子である代王參を梁に徙すことをいうのであるから、文帝十一年(BC156)年の梁王勝の死にもなつて表明されたことは間違いない。

ここに見える「賈誼」の立場は、「豈如令子」に集約されている。前述したように、梁・淮陽・代の三國は文帝の子が封ぜられた國であり、皇子に對して絶對の信頼を置くのである。また、「此二世之利也」ということからすれば、次代の君主(景帝)までの策として、「藩屏疆化策」を把握していたことも指摘できる。

ところで、賈誼傳のちやうどこの益壤篇に對應する部分は、
臣之愚計、願舉淮南地以益淮陽、而爲梁王立後、割淮陽北邊三列城與東郡以益梁。不可者、可徙代王而都睢陽。梁起於新迴以北著之河、淮陽包陳以南捷之江、則大諸侯之有異心者、破膽而不敢謀。梁足以扞齊趙、淮陽足以禦吳楚、陛下高枕、終「山東之憂矣、此二世之利也。」

となつてゐる。益壤篇と賈誼傳の相違點は、
1、益壤篇の基本的立場たる「且令他人守郡、豈如令子」が賈誼傳には採録されていないこと。

2、益壤篇が淮陽と梁とを増強し、かつ梁に代王を徙すことを主張するのに對し、賈誼傳は梁・代・淮陽の三國を立てたまま、淮南の地を淮陽國に與えることがまず主張された上で、次善の策として代王を梁王に徙すことが述べられていること。

の二點とならう。賈誼傳の主張は、「且令他人守郡、豈如令子」や

「今所持者、代・淮陽二國耳。皇太子亦持之」(益壤篇傍線部参照)が省略されたことにより、代・淮陽の位置附けが曖昧となり、その二國が疆化される理論的根據を缺く。それに對し、益壤篇は「且令他人守郡、豈如令子」によつて論理的に一貫性を有している。こうした見地からも、益壤篇の方が、その資料的價值は高いということが見て取れる。

さてここで、ひとつの疑問が生じる。それは、この「藩屏疆化策」と先の「分國策」とが矛盾するのではないのかという問題である。一方は王國細分化の方向性を有し、他方は王國擴大化の方向性を有しているから、この疑問は當然起るべきものであらう。

この矛盾については、從來あまり觸れられなかつたが、芳賀氏は、この兩者を分けるのは各々の「當時の政治狀況」であるとし、賈誼の「二つの相反する諸侯王國觀」が反映したものと考える。つまり、淮南王の亂に起因する「分國策」には漢朝の下部行政機構としての面が反映し、梁の漢への没入を契機とする「藩屏疆化策」には地方豪強としての側面が反映し、兩者は「互いに分裂した方向性」にあるとしたのである。

確かに芳賀氏が指摘し、賈誼傳が記すように、上疏された時期も異なり、この兩者は「分裂した方向性」にあるかに見える。また、賈誼傳の「分國策」についての記述は、

割地定制、令齊趙楚各爲若干國、使悼惠王幽王・元王之子孫畢以次各受祖之分地、地盡而止、及燕梁它國皆然。

とあり、特に梁の處置をめぐつて、賈誼傳によつて作られる賈誼像では「分國策」と「藩屏疆化策」とが矛盾する。

しかし、〈賈誼〉にあつては、この兩者は決して矛盾する主張ではなかつた。それを探る手懸かりとなるのは、前出の分國の方法を述べ

た五美篇の記事である。後の説明のため、再びここに掲げよう。

割地定制、齊爲若干國、趙楚爲若干國、制既各有理矣。於是齊悼惠王之子孫王之、分地盡而止。趙幽王楚元王之子孫亦各以次受其祖之分地。燕吳淮南他國皆然。

齊・趙・楚・燕・吳・淮南の六國が「分國策」の対象となっているのだが、ここでは記述されていない地域に注意していただきたい。ここからわかるのは、その他の代・淮陽・梁・河間・長沙五王國に關しては分國の主張が及んでいないことである。長沙は「分國策」のモデルケースであったこと、河間は趙から分離獨立した小國であったことを思えば、この二國が「分國策」の対象から外されるのは首肯できる。しかし、淮陽はともかくとして、代・梁の二國は依然として大國であったはずであり、分國の対象から外されているのは、何らかの意圖があったと考えなければなるまい。すなわち、「分國策」と「藩屏強化策」とはその対象を異にしていたことになる。このように、賈誼傳の記述では「分國策」と「藩屏強化策」とで矛盾していた梁國についての處遇の問題は、『賈誼新書』に従えば解消されるのである。賈誼傳の記述がこのようになったのは、敢えて推測するならば、後の景帝期の梁分國という事實を意識して記録されたからではなからうか。

では、〈賈誼〉は何故このような「藩屏強化策」を提示しなければならなかったのか。ここで、「分國策」がただちに（諸侯王が成人しないうちに）諸侯王國を分割するものであったことを想起すべきである。〈賈誼〉も大國に對して「人主之斤斧」たる「權勢法制」を用いれば、不測の事態が起る可能性があることは重々承知していたであらう。

その不測の事態、すなわち反亂に備えて、〈賈誼〉は分國が完成を見るまでの一時的政策として、代・淮陽・梁の三國を藩屏とする「藩屏

強化策」を用意したのである。〈賈誼〉の意識において、「分國策」と「藩屏強化策」とは併行すべき政策であった。

「跋盪」ということばを用いた〈賈誼〉の眞意は、この「藩屏強化策」にこそありそうである。つまり、〈賈誼〉にしてみれば分國して小國化してしまうことにより、漢の安全が保たれるのであれば、長沙をモデルケースとして擧げたように、諸侯王は異姓であれ同姓であれ誰でもよかつたわけである。しかしながら、わざわざ「跋盪」を持ち出してまで皇帝と諸侯王との血縁關係の疏遠化を論じるに至ったのは、文帝の皇子が封建されている諸侯王國を強化する「藩屏強化策」を説くためであったと思われる。

こうして考えてみると、〈賈誼〉の「分國策」と「藩屏強化策」とは、芳賀氏が論じられたような「分裂した方向性」にあるものではなく、「分國」というひとつの目的を果すための方策として、かなりの整合性を有するものであることが明らかになったであらう。確かに、「藩屏強化策」は梁王の死後、梁國が漢の直轄地として編入される際に上疏されたものではある。しかし、五美篇の記事からすれば、文帝の皇子の國を藩屏として強化する構想自體は「分國策」と併行して構築されたと考えてよい。梁王勝の死によって、その藩屏の一角が崩壊したがために、益壤篇に見られる主張が表明されたのであって、各々の政治狀況によって「分裂した方向性」にある主張が行われたわけはなかったのである。

四 〈賈誼〉の親族觀と諸侯王國對策

ここまで、〈賈誼〉の諸侯王國對策について述べてきた。「分國策」が、諸侯王國の小國化・適正化を目的としたこと、文帝の皇子を封じ

た王國を擴大する「藩屏彊化策」が「分國策」と併行して行われるべきであったことを明らかにした。

ところで、このような主張が行われるには、それを可能ならしめる背景を想定しなければなるまい。従來の研究は、賈誼の諸侯王國對策の方法については多く解明を試みてきたが、その背景についてはほとんど觸れてこなかった。以下、〈賈誼〉の諸侯王國對策を支える社會的背景について、『賈誼新書』をもとに論じてみたい。

この問題を考えるに際しては、前節で考察したように、〈賈誼〉の諸侯王國對策が、郡國制を解體する方向性を有していなかったことが重要なポイントとなる。〈賈誼〉が諸侯王國を細分化する方向を打ち出しながらも、「王國」の存在自體を否定しなかったのは、「王國」に存在價值、或いは利用價值を認めていたからであろう。

漢代にあって、「王國」とは血縁を媒介とする制度であった。ことに、異姓諸侯王が廢され、同姓諸侯王が立てられると、「王國」は二つの血縁關係を背景とするようになる。皇帝と侯王との血縁關係、及び侯王と王子との血縁關係である。こうした血縁的紐帶を前提とする「王國」を考えるに當っては、どうしても親族の問題に觸れなければなるまい。まずは、〈賈誼〉の諸侯王國對策の背景にあると思われる彼の親族觀について考えてみよう。

〈賈誼〉の親族觀が最もよく表明されているのは、六術篇である。

人の戚屬は、六を以て法と爲す。人に六親有り。六親の始めを父と曰ふ。父に二子有り、二子を昆弟と爲す。昆弟に又た子有り、子は父よりして昆弟なり、故に從父昆弟と爲す。從父昆弟に又た子有り、子は祖よりして昆弟なり、故に從祖昆弟と爲す。從祖昆弟に又た子有り、子は曾祖よりして昆弟なり、故に從曾祖昆弟と

爲す。曾祖昆弟に又た子有り、子を族兄弟と爲す。六を備ふ、此れを之れ六親と謂ふ。親の一人に始まり、世世にして別離し、分かれて六親と爲る。親戚は六に非ざれば、則ち本末の度を失ふ。是の故に六をば制と爲して止まる。六親に次有りて、相ひ踰ゆべからず。相ひ踰ゆれば則ち宗族擾亂し、相ひ親しむ能はず。(人之戚屬、以六爲法。人有六親。六親始曰父。父有二子、二子爲昆弟。昆弟又有子、子從父而昆弟、故爲從父昆弟。從父昆弟又有子、子從祖而昆弟、故爲從祖昆弟。從祖昆弟又有子、子從曾祖而昆弟、故爲從曾祖昆弟。曾祖昆弟又有子、子爲族兄弟。備於六、此之謂六親。親之始於一人、世世別離、分爲六親。親戚非六、則失本末之度。是故六爲制而止矣。六親有次、不可相踰。相踰則宗族擾亂、不能相親。)

そもそもこの六術篇は、世界のあらゆる事物を數「六」を用いて整理し、その根源として道・徳・性・神・明・命の「六理」を位置附けるものであるが、賈誼傳はこれ採録していない。このなかで、〈賈誼〉は「六親」を親族關係の基本的單位として提示する。「六親」は、父・昆弟・從父昆弟・從祖昆弟・從曾祖昆弟・族兄弟の父系を基本要素とする血縁的集團であり、「相踰則宗族擾亂」というのであるから、〈賈誼〉はこれを「宗族」として把握していたと思われる。また「父有二子」とわざわざ言うからには、この「父」を頂點とする「宗族」は、昆弟の兄弟の子孫をも含み、かなりの規模を有するものであったろう。

さらに〈賈誼〉は、その「六親」の秩序を守るために、「昭穆三廟」の説を述べる。

是の故に先王昭穆三廟を設爲して、以て其の亂るるを禁ず。何をか三廟と爲す。上室を昭と爲し、中室を穆と爲し、下室を孫廟

と爲す。子をして各おの其の次を以て、上下居を更へしむれば、三廟以て別たれ、親疏に制有り。(是故先王設爲昭穆三廟、以禁其亂。何爲三廟。上室爲昭、中室爲穆、下室爲孫嗣。令子各以其次、上下更居、三廟以別、親疏有制。)

ここにいう「廟」は、かつて兪樾が指摘したように、廟祧の「廟」ではなく、「寢」、すなわち居所を指す。重澤俊郎氏はこれを「昭穆の列に従って生人の居所にまで區別を設くべしとする主張」とする。つまり、昭・穆・孫嗣の三寢を親疏の序列に従って區別するのである。先述した「六親」のうち、この世に生存し、かつ同居する三世代を対象として、このように説くのであるから、「昭穆三廟」の説は、三世代同居の家族形態を前提とするといえる。

ところで、漢代の家族形態を社會學的に研究された宇都宮清吉氏は、漢初の家族制について、

三族制家族は、近代世界における父子だけの二世代からなる、單家族制とは異り、直接には小宗制家族から發展したもので、分居するにいたつても、かつての一家族としての親密感は消滅しない。この關係によつて發生したのが、新しい「宗族」であった。三族制家族と宗族とは、春秋中期以來、戰國秦漢時代の社會の基礎を形成していた。

と述べる。「三族制家族」とは、父の在世中に限り、父母・妻子・兄弟が住居財産を共有する家族形態のことをいう。父の死後、兄弟は財産分與し別居するのであるが、父存命中に培われた強い血族意識はその後も繼續し、父を頂點とする新しい宗族集團を形成するのである。

『賈誼新書』時變篇には、現實社會の奢侈の風を敷いて、唯だ昆弟を告罪し、伯父を欺突し、父母に逆ふのみ、然れども錢

財は多く、衣服は循に、車馬は嚴に、走犬は良なり。(唯告罪昆弟、欺突伯父、逆於父母乎、然錢財多也、衣服循也、車馬嚴也、走犬良也。)

とある。ここでは、昆弟・伯父・父母が蔑ろにされている現實社會の狀況が記されているが、このことは、昆弟・伯父・父母全てを含む親族理念を〈賈誼〉が意識していたことを示している。父母はともかくとして、昆弟・伯父を告罪・欺突することを非難するには、昆弟・伯父を含む親族理念が念頭になければなるまい。〈賈誼〉にあつても、この「三族制家族」の理念が意識され、それを背景として、かの「六親」や「昭穆三廟」の説が形成されたと考えられる。

以上、〈賈誼〉の親族觀について考えてきたが、「六親」「昭穆三廟」の説が、後世の所謂「三族制家族」の理念を背景として生じたものであることを述べた。

さて従來、この「三族制家族」とは、秦漢帝國の支配構造を、治者たる皇帝と被治者たる民との關係において把握するに當たり、被治者である民の構造を説明するために作られた概念であつた。支配者の家族を説明するものとしては把握されてこなかったのである。

しかし、〈賈誼〉は「人之戚屬」といい、一般論として「六親」説を説くのであるから、〈賈誼〉自身は「三族制家族」の理念を社會の各階層に通底するものとして認識していたと思われる。少なくとも、〈賈誼〉のことが直接向けられたであろう皇帝或いは諸侯王の背景には、「三族制家族」が指定されていたであろう。事實、高祖から景帝に至るまでの期間において、『漢書』諸侯王表や王子侯表等を参照する限り、父王在世中にその子が封ぜられた例は、高后二年に楚元王の子郢が上邳侯に封ぜられた一件のみである。それならば、當然、諸侯王の家族は三世代が財産を共有する形態をとらざるを得ない。また、

文帝も元々は代王であるから、文帝の家族も嘗ては三代同居の形態にあったといえる。文帝、そして諸侯王は「三族制家族」を背景に有していたのである。

〈賈誼〉がこうした「三族制家族」を意識していたとするならば、〈賈誼〉の「分國策」と「藩屏彊化策」における「王國」、すなわち血縁的紐帶の意味とはいかなるものであつたらうか。

まずは「分國策」である。「分國策」は即座に王國を分割するため、現王（父）と新王（子）とが分割以前の領域内に竝立することとなる。一國ごとの領域は細分化され小さくなるが、「三族制家族」の理念に従えば、一族としての領域は結局變化しない。先掲の「分國策」を表明した藩傷篇が、侯王が早死にしたとしても「於實無喪、而僕國無患」というのは、この一族としての所有の意識から生じた發言であらう。「三族制家族」の理念によって、分國させられても、各諸侯王國はそこに血縁的な紐帶を強く意識し、不満が噴出することはない、と〈賈誼〉は考えたのである。

また、前漢の諸侯王及び列侯の相續については、既に牧野巽氏が明らかにしている。

西漢に於いては、封建王侯の相續は、原則としてたゞ子のみの承襲が許され、異姓或は疏屬を養嗣することは勿論子が死亡して孫が存する場合、及び兄弟の子を養子にした場合にも、襲封は許されなかつた。實子以外の者に紹封或は復家が許されたのは、凡べて例外的・恩惠的であつて、決して制度上當然認められてゐたのではない。

そして、適格者がいない場合、その國は除かれることになつてきた。事實、諸侯王年表には、「後無くして、國除かる」という記事が多く

見られる。また「子に非ず」という理由で除かれた例も見える。封國の相續については、封建諸侯にとって相當厳しい規定があつたのである。牧野氏が明らかにしたような漢代の現實を考へるとき、〈賈誼〉の「分國策」は、建前としては「三族制家族」の理念を背景とした「王國の存續」と「例外的・恩惠的な紹封」を標榜するものであつたが、その實は「諸侯王國の小國化・適正化」を企圖するものであつたと指摘できる。

そして、「藩屏彊化策」もまた、〈賈誼〉の認識する「三族制家族」の理念を背景にすると考えられる。父子間の絆を重視するのは當然であるが、父たる文帝が崩御したとしても、子たる藩屏王國は「かつての一家族としての親密感」によって、景帝を奉尊し、藩屏としての役割を全うする。ここに「藩屏彊化策」の「二世の利」たる所以を求めることができるのである。

五 おわりに

ここまで、『賈誼新書』の記述をもとに、〈賈誼〉の諸侯王國對策の全體構造を明らかにしてきた。「分國策」と「藩屏彊化策」とは矛盾するものではなく、互いに補充し合う關係にあつたこと、〈賈誼〉の諸侯王國對策が「三族制家族」の理念を背景としていたことの二點を指摘したつもりである。結局、〈賈誼〉は、諸侯王國を小國化・適正化することによって、漢朝との實力的差別化を圖り、最終的には諸侯王國の反亂を起こす意志をも封じようとしたのである。

こうして、〈賈誼〉は諸侯王國を漢朝の管理下に置こうとしたが、換言すれば、それは「王國」を規律化することであつた。つまり、侯王は閉鎖的空間ともいふべき小さな王國のなかに閉じ込められること

により、権力の源泉たる民衆を奪われ、漢朝の階層的秩序のなかに位置づけられて、その欲望をもコントロールされる。「權勢法制」たる〈賈誼〉の諸侯王國對策によって、「王國」は漢朝から徹底的に管理・統制され、漢朝に對して從順なる存在へと轉化させられるのである。こうした意味において、〈賈誼〉の諸侯王國對策は極めて規律的であったといえる。

さて最後に、やはり書物『賈誼新書』の眞偽問題について觸れなければならぬ。従来、本稿で論じた諸侯王國對策を含む『賈誼新書』「事勢」部分は、現實の社會問題と密接な關係にあるにも拘らず、賈誼の思想を研究するに際しては、賈誼傳の補助的資料としての位置しか與えられていなかった。なぜならば、賈誼傳と重複する部分は、賈誼傳が常に優先され、賈誼傳が描く賈誼像が文帝期の人物賈誼として無條件に信じられてきたからである。

しかしながら、本稿において、兩者に重複する諸侯王國對策の記述について比較検討を加えた結果、賈誼傳に比して『賈誼新書』が論理的整合性を有していることが明らかとなった。先掲の拙論「賈誼と『賈誼新書』」では、主として兩者の文章構造の相違という側面から論じたが、本稿では、賈誼の諸侯王國對策における『賈誼新書』の資料的價值を再確認したのである。賈誼傳が描く賈誼像は、あくまでも後漢の時代が作り出すものに他ならないのであり、『賈誼新書』が前漢後期にまで遡り得るとしたとき、『賈誼新書』は賈誼傳との關係において資料的優位性を有するのである。

それでは本稿で抽出した〈賈誼〉を、文帝期の人物賈誼として考えてよいのであろうか。この問題の解明のためには、諸侯王國對策のみでなく、匈奴問題や風俗の奢侈の問題といったその他の「事勢」部分

さらには「連語」「雜事」をも含めた『賈誼新書』全體について、精密な考證が必要であり、今後の研究の課題である。

注

- (1) 『東洋古典學研究』第十六集(2003)。「賈誼新書」と賈誼傳に重複して採録されている部分とを比較検討することにより、賈誼傳にない部分に『賈誼新書』には多數含まれるが、『賈誼新書』にない部分は非常に少ない点、及び賈誼傳の方が『賈誼新書』よりも簡略化され整理されている点を指摘し、『賈誼新書』が賈誼傳に先行するということを明らかにした。
- (2) テクストは、盧文昭本を底本として、長沙本(四部叢刊所收)・和刻本(長澤規矩也編『和刻本諸子大成』汲古書院、1976)、程榮本(漢魏叢書所收)、陳希祖本(增訂漢魏叢書所收)、王耕心『賈子次詁』、祁玉章『賈子新書校釋』(臺北中國文化雜誌社、1974)、王洲明・徐超『賈誼集校注』(人民文學出版社、1986)、閻振益・鐘夏『新書校注』(中華書局、2000)、方向東『賈誼集匯校集解』(河海大學出版社)等を參考にして筆者が校訂したものをを用いる。
- (3) 高祖子弟同姓爲王者九國、唯獨長沙異姓、而功臣侯者百有餘人。(諸侯王年表)
- (4) 紙屋正和「前漢諸侯王國の官制」(九州大學東洋史論集)3、1974)
- (5) 漢定百年之間、親屬益疎、諸侯或驕奢、殃邪臣計謀爲淫亂、大者叛逆、小者不軌于法、以危其命、殞身亡國。
- (6) 試みに文帝六(BC174)年の侯王を挙げると、附録「漢初諸侯王略系譜」の網掛部となる。當時、十一諸侯王國が存在していたが、齊・楚・趙・吳といった大國の侯王ほど文帝との血縁關係が疏遠になっていることが明らかである。
- (7) 以高皇帝之明聖威武也、既撫天下、即天子之位、而大臣爲逆者乃幾十

發。以帝之勢、身勞於兵閒、紛然幾無天下者數矣。淮陰侯韓王信陳稀彭越黥布及盧縮皆功臣也、所嘗愛信也。所變化而爲仇、所信反而爲寇、可不怪也。地里蚤定、豈有此變。

(8) 藤岡喜久男「推恩の令」(『北大史學』二號、1954)

(9) 鎌田重雄「漢朝の王國抑損策」(『日本大學世田谷教養部紀要』第六輯、1957、前掲書所收)

(10) 五美篇の「諸侯之地、其削頗入漢者、爲徙其侯國及封其子孫於彼也、所以數償之」の解釋。筆者は「元々諸侯王の土地であったにも拘らず、削られて漢の郡となっているものは、そこにある侯國を他へ移して、元來の諸侯王國としての領地を償還し、そこに諸侯王の子孫を封じる」の意として考ふる。

(11) 芳賀良信「賈誼の諸侯王國觀とその背景」(『禮と法の開闢—前漢政治思想研究』汲古書院、2000)

(12) 賈誼傳に「文帝思賈生之言、乃分齊爲六國、盡立悼惠王子六人爲王、又遷淮南王喜於城陽、而分淮南爲三國、盡立厲王三子以王之」とある。文帝十五年(B.C.165)年、齊は齊・濟北・濟南・菑川・膠西・膠東の六國、淮南は淮南・衡山・廬江の三國に分國されている。

(13) 諸侯王年表に據った。靖王著即位の翌年(B.C.176)、賈誼は周勃等に疏まれて、太傅としてこの長沙王國に左遷させられている(『史記』賈生列傳)。

(14) 芳賀氏前掲論文。

(15) 景帝中六(B.C.149)年、孝王武の死後、梁は梁・濟川・濟東・山陽・濟陰の五國に分國されている。

(16) 仁義恩厚、此人主之芒刃也。權勢法制、此人主之斤斧也。勢已定、權已足矣、乃以仁義恩厚因而澤之。故德布而天下有慕志。今諸侯王皆寵肆也、釋斤斧之制而欲嬰以芒刃、臣以爲刃不折則缺耳。(『賈誼新書』制不定篇)

(17) 德有六理。何謂六理。道德性神明命、此六者、德之理也。(『賈誼新書』六術篇)

(18) 此所謂廟、非廟祕之廟也。呂氏春秋慎勢篇曰「古之王者、擇天下之中而立國、擇國之中而立宮、擇宮之中而立廟。」是王者所居謂之廟也。此三廟即所謂三寢、莊公三十二年公羊傳何休注「天子諸侯皆有三寢、一曰高寢、二曰路寢、三曰小寢。父居高寢、子居路寢。孫從王父母、妻從夫寢、夫人居小寢。」其說略同而謂孫從王父母、似不若此書所說之善矣。(『叢書』諸子本義』卷第二十八「賈子」下)

(19) 重澤俊郎「賈誼新書の思想」(『東洋史研究』一〇—四、1949)

(20) 宇都宮清吉「漢代社會經濟史研究」(弘文堂書房、1955)、二〇頁

(21) 〈賈誼〉の「分國策」は、構造としては父生前の分與に當たると考えられる。「三族制家族」の理念に従うならば、父死後に財産分與されるべきであるから、〈賈誼〉の「分國策」は「三族制家族」の理念に反するようである。しかし、〈賈誼〉は將來的繼續的にこの分與形態を施行すべきことをいうのではなく、〈賈誼〉の「現在」にあって「三族制家族」の紐帶を利用した一度きりの分割を主張したのである。こうした父生前の分與の例は、漢初期の陸賈(『史記』陸賈列傳)等に見られ、社會的にも非現實的なものではなかった。

(22) 牧野巽「西漢の封建相續法」(東方學報東京第三冊、1932)

